

入札情報

発注課	まちづくり課
業務名	木津第10団地9-12号室棟及び21-24号室棟解体撤去工事監理業務
業務場所	鳴門市撫養町木津
業種	その他
入札方式	指名競争入札
最低制限価格制度	適用
設計金額(税抜)	¥555,000-
予定価格(税抜)	¥555,000-
予定履行期間	契約締結日の翌日から令和 7年 2月28日まで
入札書提出期間	令和 6年10月24日(木) 8時30分 から 令和 6年10月31日(木) 12時00分 まで
内訳書提出	必要
開札場所	鳴門市役所3階 会議室302
開札日時	令和 6年10月31日(木) 14時30分
設計図書等閲覧場所	鳴門市公式ウェブサイト
設計図書等閲覧期間	令和 6年10月18日(金) 8時30分 から 令和 6年10月31日(木) 12時00分 まで
質問書提出方法	公告日から起算して3日以内(市の休日除く)に発注課へ書面にて提出すること。 様式は任意とし、持参又は郵送により提出すること。(ファクシミリは不可) 回答は、鳴門市公式ウェブサイトに掲載する。
問い合わせ先	鳴門市企画総務部総務課契約検査室 電話088-684-1161
備考	・入札保証金 : 免除 ・契約保証金 : 請負契約金額が500万円以上の場合には要する ・契約書作成の要否 : 要する ・議会の議決 : 要しない ・この案件は、入札書の提出、開札、落札者の決定等について、原則として徳島県電子入札システムで行います。 ・鳴門市契約に関する規則、競争契約入札心得及び鳴門市電子入札システム運用基準に基づき執行します。 ・落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額としてください。 ・入札執行回数は1回とし、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札がないときは、入札を終了します。 ・本指名を辞退する場合は、辞退届を提出してください。 ・当該指名競争入札において、他社と役員の重複がある場合は、申し出ること。 ・本指名通知は場合により取り消すことがあります。 ・入札が無効となる事項：鳴門市契約に関する規則(昭和41年鳴門市規則第23号)第15条及び競争契約入札心得第6各号に該当するとき。また鳴門市電子入札システム運用基準に違反して行われた入札のとき。 ・支払の条件： ① 前金払 業務委託料が500万円以上の場合、前払金保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、契約書の定めるところにより、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを請求することができる。ただしその請求額が3,000万円を超えるときは3,000万円とする。 ② その他 契約書の規定による。 ・内訳書を必ず提出すること。提出しない場合、次回の指名を見送ります。 ・別途発注の解体撤去工事の入札が取り止めとなった場合は、本業務の入札を中止します。 ※この入札情報に記載している時刻は24時間表記です。